

令和8年度米国市場向けメディアを活用したプロモーション委託業務 業 務 仕 様 書

1. 業務の目的

2025年の訪日外国人旅行者数は、コロナ禍前の2019年を上回り過去最高となる数字を記録しており、2026年も前年と同程度のペースで外国人旅行者が日本を訪れている。その中でも米国は第4位の市場で3,306,800人（対前年21.4%増）もの旅行者が日本を訪れ、訪日旅行ブームも相まって大きく伸長している市場である。

また米国は、世界的な情報発信拠点であり、最も富裕層が多い国でもあることから必然的に高付加価値旅行者層も多く、持続可能な観光の推進の観点からも誘客に取り組む意義がある。

本業務では、訪日旅行者数が年々増加しており世界的な情報発信拠点である米国の現地メディアを活用して三重県ならではの魅力とゴールデンルートからのアクセスの良さを発信することで、三重県の認知度向上につなげることを目的とする。

2. 契約期間

契約締結日から令和9年3月19日（金）まで

3. 業務内容

（1）米国現地メディアの記者の招請

米国現地メディアに三重県の観光地の魅力と近鉄を利用したアクセスを含む記事を掲載するため、メディアの記者を選定し、近畿東中央部FIT促進事業実行委員会（以下、「実行委員会」という。）と協議の上招請を行い、ファムトリップを実施すること。

ア 本委託契約金額内で招請する会社数及び被招請者数並びに媒体情報（読者数、ターゲット層等）について提案を行うこと。

イ ファムトリップの日時及び行程は、被招請者と調整すること。ただし、伊勢志摩地域を主な目的地とし、三重県外から伊勢志摩地域までの移動には近鉄を利用する行程とすること。また、ファムトリップの行程については、実施するまでに実行委員会と協議の上、決定するものとする。

ウ 受託者はファムトリップの実施にあたり、宿泊施設や食事、三重県までの移動手段、専用車など県内での移動手段、通訳者の手配、行程管理、取材先の調整など一切の手配を行い、費用を負担すること。

エ 観光施設や食事処の取材・予約手配を行う際には、観光施設等に対し、訪問記録（記事、写真等）がメディア招請終了後、招請するメディア媒体を使って広く掲載されることの承諾と、二次利用を前提とした撮影した写真・動画の使用許可をあわせて取得すること。また、権利料や使用料等諸費用が発生する場合は、受託者が負担すること。

オ 通訳者は可能な限り三重県の観光に精通した者を手配し、特段の理由がない限り全行程を通して同一人物とすること。

カ 被招聘者の招聘期間中は、対応する旅行保険（旅行期間中における病気・事故等によ

る治療費や人身傷害・物損等の個人賠償責任に対応するもの)に加入すること。

キ 取材中は受託者から少なくとも1名以上が同行し、行程管理等を行うとともに、被招請者の取材の様子を各訪問先等で撮影し、報告書に記載すること。

ク 被招請者が三重県滞在中に撮影した写真等について、実行委員会の構成団体が可能な範囲で二次利用できるよう、被招請者にはたらきかけを行うこと。

ケ 被招請者に対し、記者目線での三重県の観光地の魅力や移動の利便性等、米国市場での魅力発信に資する内容を含むアンケートを実施すること。なお、アンケート内容は実行委員会と協議の上、決定するものとする。

(2) 記事の掲載

(1) で取材した内容について、米国現地メディアに記事掲載を行うこと。

ア 本委託契約金額内で記事掲載する掲載社数及び媒体数並びに掲載方法(記事広告、編集記事等の区分)について提案を行うこと。

なお、提案の際は媒体情報(読者数、ターゲット層等)及び媒体掲載により見込める効果を併せて明記すること。また、掲載については実行委員会と協議の上、最終決定するものとする。

イ 記事掲載を行う媒体は、Web媒体を基本とし、可能な場合紙媒体にも掲載すること。

ウ 記事掲載は、可能な限り令和9年3月までに行うこととし、広告媒体ごとの入稿期間等のスケジュール案を示すこと。

(3) その他認知度向上に資する取組

本委託契約金額内で(1)、(2)の業務内容以外に、例えば不特定多数のメディア向け情報提供など、認知度向上に資する取組が考えられる場合は提案すること。

4. 報告書

本業務終了後、履行期限までに報告書を電子データで提出すること。

(1) 報告書記載事項

ア 上記「3 業務内容」の実施内容・成果

イ 掲載記事及び日本語翻訳文

ウ 掲載記事の投稿日、投稿本数、媒体接触者数

エ その他、監督職員が指示したもの

(2) 納品期限 令和9年3月19日(金)

(3) 納品場所 近畿東中央部FIT促進事業実行委員会事務局
(三重県観光部海外誘客課内)

5. 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

6. その他

(1) 業務実施の条件

- ア 事業の企画や実施、スケジュールについては、実行委員会と協議しながら決定すること。
- イ 実行委員会等関係者と密接に連携して事業を実施するものとし、原則として月に一度以上報告を行うこと。
- ウ 全体を通じ、仕様書以外で事業に追加することで高い効果が期待できる内容がある場合には、積極的に提案すること。
- エ その他この仕様書に明示されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、両者協議により、業務を進めるものとする。上記の協議の結果、提案内容と業務実施内容が異なる場合がある。

(2) 業務遂行

事業を実施するうえで十分な運営体制を構築し、実行委員会等の関係機関との連絡、調整が迅速に行える体制とすること。

(3) 再委託

再委託を行う場合は、事前に実行委員会の了解を取り付け、再委託先事業者の管理監督を行うこと。なお、再委託先に対して、業務遂行上必要に応じて業務監督職員が直接に指示監督する場合がある。

(4) 資料等の作成

成果品や本事業の過程で作成する書類は、パワーポイント・WORD・EXCEL 形式など、実行委員会において二次利用可能な形式にて作成するものとする。その際、知的財産権等、取扱いに注意を要するものについては、その都度確認を行うものとする。

(5) 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

委託料の支払いについては、契約条項の定めるところによる。なお、支払先は日本国内の銀行等の口座に限る。

(6) 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(7) 遵守すべき法令等

- ア 受託者は、民法、刑法、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年 8 月 13 日法律第 128 号）等の関係法規を遵守すること。
- イ 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）及び受託者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。
- ウ 上記以外も含む紛争を解決する手段としては、日本の国内法を適用するものとし、この契約に関する訴訟については、三重県津市を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

(8) 障がいと理由とする差別の解消と推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第 7 条第 2 項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応する

ものとする。

(9) 留意事項

- ア 第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。
- イ 受託者は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - （ア）断固として不当介入を拒否すること。
 - （イ）警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。
 - （ウ）実行委員会に報告すること。
 - （エ）業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、実行委員会と協議を行うこと。
- ウ 受託者がイの（イ）又は（ウ）の義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。
- エ 実行委員会は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

以 上